

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル4

Tel.03-5312-4815 : Fax03-5312-4543

Email : shogow@izumibashi-law.net

FAX

送信先: 東京地方裁判所民事第37部合A係 御中 FAX 03-3592-9461
被告訴訟代理人 弁護士 阿部 哲二 殿 FAX 03-3986-9018

日付: 12/13/2016 送付枚数: 12 枚(本状を含む)

発信元: 原告訴訟代理人 弁護士 渡邊 彰 悟

事件表示: 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
反訴 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件
本訴原告 阿部 宣男
本诉被告 松崎 参

送付文書: 準備書面(13) 11 枚

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回覧ください

連絡事項:

上記文書をご査収ください。なお、本文書を受領されましたら直ちに落丁や誤送信等の有無をご確認頂き、下記受領書にご記入の上、裁判所及び当職までFAXにてご送信ください。

受 領 書

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中 (FAX 03-3592-9461)

原告訴訟代理人弁護士 渡邊 彰 悟 行 (FAX 03-5312-4543)

上記事件につき、送信文書を 2016年 月 日受領致しました。

被告訴訟代理人

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

被告 松崎 参

準 備 書 面 (1 3)

平成28年12月20日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永尾 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



本書面では、被告準備書面(15)を中心にナノ純銀に関する被告主張に対する反論を準備する。

第1 「ナノ銀にかかる表現行為の真実性の対象について」

1 原告主張の真実性の証明

原告は準備書面（12）において「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果，放射線低減効果が認められるという事実」そのものであると主張した（同書面2頁）。

原告は，被告準備書面（11）における，「ナノ純銀による放射線低減効果が認められない」＝「原告が行った実験結果によって，ナノ純銀に放射線低減効果の存することが科学的に証明されているものではないこと及び原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこととして，原告による各実験についてその手法等が科学的知見に基づく批判に耐え得るものではないこと」との被告の主張に対して，「ナノ純銀による放射線低減効果」は，事実として存在するものであって，科学的に証明されているか否かが問題なのではないことを明示し（原告準備書面（12）3頁），また，被告が主張する「原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと」に至っては証拠に反する主張と言わざるを得ない一方的かつ不合理な主張であることを指摘した。

（なお，別紙（「ナノ銀に関連する表現行為についての「真実性の証明の対象」に関する主張の整理」）のとおり，原被告間の主張のやり取りをまとめたので参照されたい。）

2 被告準備書面（15）の主張

被告は準備書面（15）において，以下のとおり主張している。

【原告は，もともと「原告による実証実験の結果を真実であると述べているにとどまらず，各実証実験の結果，各種報告において，要するに各種実験の結果から「ナノ銀による放射能低減効果がある」と述べてきたところであり（訴状8頁から12頁参照），そもそも原告準備書面（12）の主張自体，これまでの主張をすり替えたものというほかない。

すなわち，原告は，これまで「原告による実証実験の結果を真実」と

したうえで、各実証実験の結果、「ナノ銀による放射能低減効果がある」と述べてきたのであり、「その内容（＝ナノ銀による放射能低減効果）が科学的に証明されているか否かを全く問題にしていない」のではなく、自らその効果が実証実験によって科学的に証明されているとの言説を繰り返してきたところである】。

しかし、やはり、かかる主張は原告の主張を正確に捉えていないものと言わざるを得ない。

ナノ銀に関する原告の主張については、確かに裁判所からの釈明もあり、どの段階のことを真実性の証明の対象としているのかを明確にされたいということであったので、原告は準備書面（12）でその対象を明らかにしたものである。

被告は、原告が「自らその効果が実証実験によって科学的に証明されているとの言説を繰り返してきた」ことを指摘し、被告準備書面（15）第2において、これまでのナノ銀による低減効果について原告がこれまで述べてきた説明の内容を指摘しているが、被告の名誉棄損表現行為を評価するうえで原告がその低減効果についてどのような説明をしていたかが問題とされているのではない。

かかる真実性の証明の対象については、改めて、原告の主張を明確にする。

3 ナノ銀による放射線低減効果にかかる名誉棄損の真実性の対象について

ナノ銀に関する事実については以下のとおり整理が可能である。

- ㊦ 原告がナノ銀による放射線低減実験を実施した事実
- ㊧ ㊦の実証実験の結果、ナノ銀を施した実験対象では、放射線低減の結果が得られた
- ㊨ ナノ銀による放射線低減効果が認められること（㊦の実証実験結果としてではない抽象命題として）

- ㊟ ㊿の効果について原告が述べていた仮説
 ㊿ ㊿の効果が科学的に証明されている(㊟の原告の仮説とは無関係)

原告が主張する真実性の証明の対象は、上記㊿である。㊿が対象であるという意味で、原告は「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が認められるという事実」が真実性の対象であるということを主張した(原告準備書面(12)2頁)。

以上の原告が主張する真実性の証明の立て方は、これまでの被告の表現行為の基本となっている名誉棄損表現の外形にも合致するものである。

すなわち、被告の以下のような表現行為は、まさに実験そのものの信用を損なうものであるが、原告が問題にしているのは、まさに被告の表現行為によって、「ナノ純銀による放射線低減効果」が得られた各実証実験結果への信用失墜を招いている点なのである。

| | | |
|----------------------------|---------------------------|---|
| A㊿3/7 甲 1-127 甲 2-15 | Facebook 及び Twitter | 板橋区ホテル生態環境館に行ったら「ナノ銀担持骨炭」の手書きラベルが貼られたケースが捨てられていた。ナノ銀で放射線が無力化、除染されるということはありません。 <u>区の施設でインチキ研究がおこなわれていたことは本当にはずかしい。</u> http://t.co/yiriduiGVl |
| A㊿4/7 甲 1-102 甲 2-11 | Facebook 及び Twitter | ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。 <u>ホテル飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。</u> RT放射能除染に成功 II.wmv: http://t.co/Mx8ZjXvSF8 |
| A㊿4/28 甲 3-36～ | ブログ | 板橋区 ホテルの闇(5) 0.5 マイクロシーベルト/時でホテルは光らなくなるのか?) … (中略) … 元職員による放射能、「研究」は、さらに「ナノ銀で放射 |

| | | |
|-----------------------------------|----|---|
| | | 線を低減させる」というトンでもないインチキにひろがっていきます。http://itall.exblog.jp/20630080/ |
| A②3/5/19 5/20 甲 1-41～ 43 | 同上 | 5/19 いまだに、こんなバカげたインチキを信じて拡げようとする行為は「犯罪的」です。 5/20 追試するにも、 <u>まともな実験自体されていない</u> 。ホテル館は放射線を扱える施設でもない。ナノ銀が「世紀の大発見」などというのは詐欺に等しい。 …後略 |
| A② H27/2/21 | 同上 | <u>飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」</u> |

*原告の準備書面(6)添付の一覧表からの抜粋

ここに掲示したような表現行為は、被告の「ナノ銀による放射線低減効果」に対する基本的な認識を示したものであり、そもそも実験そのものが「バカげた」「インチキ」であり「非科学的な妄想」に基づくもので、「まとも」ではなく、「人をだます」ものであり「詐欺に等しい」と述べているのである。

このような表現は、まさに実証実験の結果そのものに対して、それを信用できないという評価のもとに、対外的に原告の社会的信用を失墜させる内容として公にされているものである。原告としては、かかる表現行為そのものによって、原告が行った実験の社会的意義を否定され社会的評価を貶められたと認識し、その旨の主張をしているところである。

4 被告による名誉棄損行為の自認

別紙「ナノ銀に関連する表現行為についての「真実性の証明の対象」に関する主張の整理」のとおり、原被告間の主張のやり取りをまとめたが、被告準備書面(15)においては、被告は原告の主張する意味での行為は少なくともあったと今般の書面において認めている。

すなわち、被告は、準備書面(15)において、「被告は原告が行った各実

証実験において、各報告書に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではない。すなわち、「事実問題」として原告による実証実験において数値が変化（減少）していることを問題にしているのではない」というのである（同書面3頁）。

つまり、被告は、原告が示したこれまでの各実証実験の結果の数値そのものを否定しないことを認めた。かかる認否は原告主張に対する自認と評価しうるものである。

補充しておきたいのは、被告がここで認めている内容は、これまでの被告の表現行為で一度たりとも前提にされたことはなかった、つまり被告は実験結果についてその数値を問うことなく名誉棄損表現を繰り返していたという点である。

被告は、各実証実験について、それらを個別的に低減効果が得られていること自体には全く触れておらず、ただただ「インチキ」「妄想」「詐欺」「ペテン」の表現を繰り返してきたのである。

仮に、被告が、各実証実験において低減効果が得られている事実を明示したうえで、“確かに低減効果がみられるような結果が得られているように見えても、それは他の要因によるものとも考えられるので、直ちにその結果を受けとめることはできない”とか、“それが、ナノ銀による放射線低減効果と捉えるには再現性の確認が必要であってにわかに信じられない”等と述べるのであれば（つまり、ある意味で被告の準備書面で論じられているような反論と同様の次元で表現されていれば）、それは原告の社会的信用の失墜につながることはなかった。ところが、実際には、被告は、原告の行った実験そのものに対して、その数値の動きにまったく触れることなく、「インチキ」「妄想」等と並べて表現したことだったのであって、原告は当初からこのことを問題にしているのである。

第2 「原告による放射能あるいは放射線に関する言説について」に対する反論

1 原告のこれまでの言説に関して

被告は準備書面（15）5頁以下で、「2 原告の放射能あるいは放射線に関する言説」を論じ、（1）で「訴状に記載されているもの」、（2）で「訴状

に記載されていないもの（原告により公表公開されているもの）」を挙げて、これを受けて、「3 原告の放射能あるいは放射線に関する言説の非科学性」を論じている。

その中で、被告は、原告がナノ銀担持体には「未解明の低減効果メカニズム」があり、様々な仮説の説明を試みていることを論じ、さらには原告が試みてきた仮説の説明について「科学的に実証されておらず、かえって原告の言説の中で矛盾をはらんだもの」となっていることを指摘する（準備書面(15)10頁）。

しかし、既に第1で論じてきたように、原告の名誉が棄損されたというその内容は、ナノ純銀による放射線低減効果の実証実験そのものが、インチキ、エセ科学、詐欺、トンデモ、たわ言、と繰り返されたことで、原告が繰り返して実行してきた実証実験の意義を損ない、原告の社会的信用を失墜せしめたことを問題にしているのであって、「ナノ純銀による放射線低減効果」に関する原告の説明・仮説が科学的であるかどうかの問題となっていたのではない。

原告が被告の表現行為を問題にしているのは、科学論争や科学的証明のレベルではなく、実証実験の事実の結果そのものであるから、原告がこれまで説明してきた内容が科学的に正当性あるものかどうかを問題にしているのではない。「ナノ純銀による放射線低減効果」がこれまでの物理学的な知見では説明困難なものであることは一般的に認識しうることであり、原告もそのこと自体を争うものではない。ただ、被告の名誉棄損表現はその次元のものではなかった。このことは上記の表1として指摘した内容をみても明らかで、その表現の中で、被告は低減効果に関する説明の科学的正当性を批判していたわけではない。

確かに、被告の表現の一部には、『「放射線を別のエネルギーに変える」という阿部宣男氏の説明からすでにナノ銀除染なるものはインチキ』(A⑥)とか、『もっともらしいことを書いていますがインチキ技術です。「ナノ銀除染」なるものにご注意を！「電氣的振動により放射線のエネルギーをエネルギー変換し無害なものとする」なんてことはありません。』(A⑦),『ナノ銀で放射線が無力化、除染されるということはありません。区の施設でインチキ研究がおこなわれていたことは本当にはずかしい。』(A⑩), というように、原告の説明と結び付けての表現もみられるものの、その基本は、ナノ銀による実験結果

そのものを根本から否定しようとするものであって、これら表現の存在によって、被告主張が基礎づけられるものではない。

原告としては、被告が原告のこれまでの言説が非科学的であると主張していることについては、本件における真実性の証明とは無関係な反論としか言いようがない。

2 最高裁昭和 58 年 10 月 20 日判決から導く被告の主張について

被告は、「名誉棄損において、摘示された事実が、公共の利害に関する事実であること、専ら公益目的でなされたこと、摘示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が立証されたとき、違法性を欠くものとして当該表現行為は不法行為を構成しない」として最高裁昭和 58 年 10 月 20 日判決を引用する。

そして、その判決からいわゆる真実性の証明の対象は、摘示された事実あるいは表現の前提としている事実であり、本件においては、ナノ純銀による放射線低減効果は認められないこと」であると主張する。

しかし、上記最高裁判決から、一義的に被告主張が基礎づけられるというものではない。表現行為の前提としては、原告が主張している「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が認められるという事実」も含まれている。原告にとっての何よりもの問題は、繰り返し行った実証実験とその結果（既述④）そのものをインチキとかエセ科学、詐欺と言われたことによって、原告がナノ銀に託して放射線低減効果の実現を目指していたその社会的意義を根底から否定され、もってその社会的意義とともに社会的信用を失墜せしめられたことを問題にしているのである。

そして、原告が準備書面（6）の一覧表で示した被告の表現行為には、まさにこの点での名誉棄損表現が存在したということを改めて明らかにし主張するものである。

以上

| ナノ銀に関連する表現行為についての「真実性の証明の対象」に関する主張の整理 | | | |
|---|---------------------------|---|-----------------------------|
| ＜本主張整理の内容について＞ | | | |
| 以下では、原告準備書面(6)での主張からはじまって、それに対する被告準備書面(11)を対照し、その被告書面(11)に対する、原告書面(12)を取り上げ、その原告(12)に対する被告書面(15)を掲示したものである。原告(6)→被告(11)→原告(12)→被告(15)の順に読むとやりの流れがわかるようになっている。 | | | |
| 原告主張内容 | 原告準備 | 被告主張内容 | 被告準備 |
| <p>【原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射線量の低減が確認されなかったことが真実性の対象である。</p> <p>原告にとってはまさにナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線量低減効果が明らかになっていることそのものが真実】</p> | <p>原告準備 (6) - 2 頁</p> | <p>被告主張内容</p> <p>①「ナノ純銀による放射線低減効果がある」と科学的に認められるためには、「原告以外の第三者によって原告が行った実験をそのまま再現した際に「ナノ純銀による放射線低減効果」が確認されなければならない</p> <p>②「ナノ純銀による放射線低減効果」なるものは、非科学的な言説であって、ナノ銀という化学物質によって放射線が低減されることは、物理と化学の基本的な原則からしてありえない】</p> | <p>(11) - 2 頁</p> <p>同上</p> |

| | | |
|--|-------------------|--|
| <p>① ⇒ 原告は、原告による実証実験の結果を真実であると述べているに過ぎず、その内容が科学的に証明されているか否かを全く問題にしていない。</p> <p>② ⇒ 真実性の証明において、科学的な証明や科学的な解明を問題にしていないのでは決してない。原告が真実性の証明の対象としているのは「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が認められるという事実」そのものである。</p> <p>③ ⇒ 「原告による実証実験では何らの効果も実証されていない」とい</p> | <p>(12) - 2 頁</p> | <p>♣ ③ 「被告は、原告が行った実験結果によって、ナノ純銀による放射線低減効果が存することは科学的に証明されているものでないこと及び原告による実証実験では何らの効果も実証されていない。」</p> |
| <p>③ ⇒ 「原告による実証実験の結果を真実」として、多くの証拠を提出している</p> | <p>(15) - 2 頁</p> | <p>⇨ 再① 「原告はこれまで原告による実証実験の結果を真実」として、各実証実験の結果、「ナノ銀による放射線低減効果がある」と述べていたものであり、「その内容（ナノ銀による放射線低減効果）が科学的に証明されているか否かを全く問題にしていない」のではなく、自らその効果が実証実験によって科学的に証明されているとの言説を繰り返してきた。</p> <p>⇨ 再②③ 「被告は原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではない。すなわち「事実問題として原告による原告による実証実験において数値が変化（減少）している</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ことを問題にしているのではない。原告が数値の変化（減少）を「ナノ銀による放射線低減効果」ということから数値の変化（減少）が起きている原因がナノ銀の効果によるものかどうか、各実証実験からは明らかにされていないと主張している。</p> <p>すなわち、原告による各実証実験においては「事実問題」としても「ナノ銀による放射線低減効果」があることは示されており、いわんや証明レベルにおいては、原告による各実証実験と称するものが科学的検証に耐え得るものではないことから、これらの実験結果から「ナノ銀による放射線低減効果」があることは全く明らかでない。</p> |
|--|--|---|